

公有財産規則及び県立自然公園条例に基づく砥峰高原の管理について

砥峰高原は、県有地であることから県の公有財産規則、また、県立自然公園であることから県立自然公園条例により管理されています。

1 公有財産規則による管理

砥峰高原は、県有地です。県では、県有地は、県民の財産であることから行政財産とし、その取り扱いについて、「公有財産規則」を定めています。

公有財産規則では、基本的に、行政財産は、その目的のために使用するとされています。砥峰高原では、県民のために自然と親しむ場所として利用することし、広く県民に開放しています。

公有財産規則では、県（財産管理者）以外の者が、砥峰高原において行為を（何か行う）場合は、砥峰高原の保全や利用を妨げない範囲であれば、知事の許可を得ることにより可能です。

知事が許可できるのは、道路や公共の用、電気など公益事業、学術調査等などに限られます。

2 県立自然公園条例に基づく管理

県立自然公園条例は、県内の優れた自然の風景地を保全する制度です。砥峰高原は、雪彦峰山県立自然公園に指定されています。

砥峰高原での建物を建てる工作物の設置行為には知事の許可が必要です。

自然公園制度では、優れた風景を保全するため、建物を建てる行為や、木を伐採する行為などを行う場合、知事の許可や知事への届出が必要とされています。

砥峰高原は、雪彦峰山県立自然公園の特別地域に指定されており、建物を建てる行為や木を伐採する行為には、原則、知事の許可が必要です。無許可で行う行為に対して、知事は、中止命令や原状回復命令を発することが可能です。また、悪質な場合、罰則として、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があります。

もし、許可が必要な行為を発見した場合は、自然公園条例許可申請の窓口である神河町地域振興課もしくは西播磨県民局環境課に通報してください。

### 3 通常利用における規制

自然公園条例では、以下の行為は、禁止（条例第 15 条）されています。

- (1) 自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること
- (2) 著しく悪臭を発生させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方でも客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること

以上の行為は、禁止されていますので、県と、とのみね自然交流館の委託契約を締結している神河町及び神河町から委託を受けている者、県から周辺土地の管理委託を受けている川上区による指導が可能ですので、注意等をお願いします。

### 4 撮影の許可について

現在、砥峰高原では、映像、写真の撮影を行いたい人が増えています。砥峰高原は、県有地及び県立自然公園であるため、撮影方法によっては、県の土地使用許可や県立自然公園条例に基づく許可が必要です。

この許可が必要かどうか迅速に判断（神河町からの要望を受け）するため、現在では、事前に撮影企画書（事前協議用）を提出していただき、許可が必要な行為か判断しています。

特に、撮影時、ススキに立ち入りしたいとの要望がありますが、砥峰高原のススキは、地元川上区から生育状況が悪化しているという指摘のもと、毎年ススキ生育調査を実施するなど、適正な保全に努めていることから、初夏から秋にかけてススキ生育中は、貴重なススキ草原を保全するため公有財産規則に基づき立ち入りを制限しています。

#### 公有財産規則第 25、26 条

第 25 条 部局長は、常時、その所管に属する公有財産の現状を把握し、その管理を適正に行わなければならない。

（現況の調査）

第 26 条 部局長は、随時、その所管に属する公有財産の現況を調査し、特に次に掲げる事項について注意しなければならない。

- (1) 公有財産の使用状況がその使用目的に適合しているかどうか。
- (2) 公有財産の維持、保存及び運用の状況が適当であるかどうか。
- (3) 土地にあっては、不法に占拠され、又はその境界が不明になっていないかどうか。
- (4) 建物にあっては、不法に占拠され、又は滅失若しくは損傷がないかどうか。
- (5) 電気、ガス、給排水等の施設は、完全であるかどうか。
- (6) 公有財産の現況が公有財産台帳及びその附属図面と符合しているかどうか。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公有財産の管理上必要な事項